

平成 18 年 5 月 1 日
三菱UFJ 信託銀行株式会社

「責任投資原則（国連事務総長によるイニシアティブ）」への署名について

三菱UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也）は、平成 18 年 4 月 27 日から 5 月 2 日にかけて全世界で公表される国連事務総長によるイニシアティブ「責任投資原則」の趣旨に賛同し、受託運用機関として本原則に署名するとともに、5 月 2 日にパリで開催される署名式典において、世界の運用機関を代表して、日本の責任投資の現状および三菱UFJ 信託銀行の取り組みについてスピーチを行います。

「責任投資原則」は、“環境上の問題・社会の問題・企業統治の問題”が投資パフォーマンスに影響を及ぼすとの前提に立ち、世界の大手年金基金や運用機関等の機関投資家が投資判断の意思決定プロセスにおいて受託者責任の範囲内で、“環境上の問題・社会の問題・企業統治の問題”の視点を取り入れることを目的として策定されました。

当社は、国内最大の受託運用機関として、投資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼすことで持続可能な社会の実現に寄与することが、事業活動を通じた企業の社会的責任（CSR）と考え、「責任投資原則」に署名し、取り組み姿勢を国内外に表明いたします。

近年、日本においても、CSR に基づく考え方や活動は拡がりを見せており、企業は社会と共に成長する存在であるということが、社会の共通認識となりつつあります。当社におきましても、地域の発展に寄与すると共に環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを経営理念の一つに据え、積極的な CSR 活動を実践しております。その一環として 4 月 25 日には、本原則署名に先駆けて、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI）「金融団体による環境及び持続可能な開発に関する UNEP 宣言」にも署名し、金融サービスを通じた環境配慮への取り組みを宣言いたしました。

当社では、すでに少子高齢化問題への取り組みを投資テーマとする個人向け投資信託「三菱 UFJ SRI ファンド（愛称：ファミリー・フレンドリー）」を取り扱っておりますが、今後は年金性資金向け社会的責任投資（SRI）ファンドの提供など、社会的責任投資におけるお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

<ご参考：国連事務総長によるイニシアティブ「責任投資原則」について>

「責任投資原則」は、2005 年、国連事務総長（コフィー・A・アナン氏）が世界の大手機関投資家を招き、これら投資家等が投資の分析・評価に“持続可能な発展”の考え方を組み込む世界共通のガイドラインを策定したものです。

「責任投資原則」の策定作業は、国連環境計画・金融イニシアティブ（United Nations Environment Programme Finance Initiative：UNEP-FI）並びに国連グローバル・コンパクト（UN Global Compact）によって推進され、今般、全世界で公表ならびに署名されることになりました。

以上

＜「責任投資原則」に係るスケジュール＞

日程	4月27日（木）	5月1日（月）	5月2日（火）
内容	<u>＜署名式典（年金基金等）＞</u> ・ 責任投資原則の内容公表 ・ 本原則に署名する年金基金公表等	<u>＜記者会見＞</u> ・ 日本での責任投資原則の公表 ・ 本原則に署名する日本の機関の公表 ・ 三菱UFJ信託銀行等のスピーチ	<u>＜署名式典（運用機関等）＞</u> ・ 本原則に署名する世界の運用機関等の公表 ・ 世界の運用機関を代表して三菱UFJ信託銀行取締役社長上原治也のスピーチ
場所	・ ニューヨーク	・ 東京	・ パリ

＜「責任投資原則」（和訳）＞

私たち機関投資家には、受益者のために長期的視点に立ち最大限の利益を最大限追求する義務がある。

この受託者としての役割を果たす上で、（ある程度の会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代毎の違いはあるものの）環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題（ESG）が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であると考える。

さらに、これらの原則を適用することにより、投資家たちが、より広範な社会の目的を達成できるであろうことも認識している。したがって、受託者責任に反しない範囲で、私たちは以下の事項へのコミットメントを宣言する。

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題（あるいはテーマ）を組み込みます。
2. 私たちは活動的な（株式）所有者になり、（株式の）所有方針と（株式の）所有慣習にESG問題を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

責任投資の原則は、環境上の問題、社会問題および企業統治上の問題が投資実務へ与える影響の度合いが高まってきていることを認識している、機関投資家の国際的なグループによって作成されたものである。

本プロセスは国連事務総長によって召集されたものである。

本原則に署名するにあたり、受託者責任に反しない範囲で、私たちは投資家として本原則を採用し実行することに正式に約束する。今後は、私たちは本原則の内容の効果を評価し、改訂することを約束する。

私たちは、本原則が、受益者へのコミットメントを果たす能力を向上させるとともに、運用活動と広範な社会的利益とがより整合性のとれたものとなることを確信している。

私たちは、本原則を他の投資家も採択することを奨励する。

＜翻訳はUNEP-FI事務局安井氏らによる＞